

社会福祉団体事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉団体に対して交付する補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、社会福祉団体が更生保護活動又は奉仕活動として行う事業の発展を支援するため補助金を交付し、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助金対象)

第3条 本補助金の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、別表に掲げる団体その他これに準ずると市長が認める団体とする。

(補助金対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う事業に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額の10分の10以内で算定し、予算の範囲内において交付する。

(補助対象期間)

第6条 本補助金の対象期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

別表（第3条関係）

1	鳥取保護区保護司会
2	鳥取県更生保護給産会
3	鳥取県更生保護観察協会

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日から適用する。